

## 令和 5 年度 第 1 回成年後見制度利用促進審議会 議 事 要 旨

◎ 開催日時 令和 5 年 7 月 15 日（火曜日）13 時 30 分～15 時 30 分

◎ 開催場所 青梅市役所 3 階災害対策本部室

◎ 出席者（委員 7 名、事務局 5 名）

（委員）

小野会長、山下副会長、田中委員、小嶋委員、林委員、諸澤委員、山浦委員

（事務局）

小山副市長、増田健康福祉部長、茂木地域福祉課長、田中地域福祉課庶務係長、小川社会  
福祉協議会福祉相談係長

◎ 欠席者（委員 1 名）

（委員）

中野委員

◎ 次第

1 開会

2 委嘱状交付

3 あいさつ

4 委員自己紹介【資料 2】

5 会長および副会長の選任【資料 3】

6 疒問事項

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）第 14 条第 1 項に  
規定する成年後見制度の利用の促進に関する施策について

7 報告事項

（1）本会議の目的、趣旨について【資料 4、5】

（2）成年後見活用あんしん生活創造事業の実施状況について【資料 6、7】

8 協議事項【資料 8、参考】

9 その他

◎ 議題（要旨）

**7 報告事項**

（1）本会議の目的、趣旨について

（2）成年後見活用あんしん生活創造事業の実施状況について

事務局より資料にもとづき、(1)本会議の目的、趣旨についておよび(2)成年後見活用あんしん生活創造事業の実施状況について説明を行った。

## 8 協議事項【資料8、参考】

事務局より資料にもとづき、説明を行った。

会長： 少し自由に意見のやりとりをしたいと思いますので、ぜひ発言をよろしくお願ひします。

副会長： ここにいらっしゃる方は後見制度の見直しを知ってらっしゃるんでしょうけど、市民の皆さんどれだけ知ってらっしゃるのかなと。でも研修会を開いて50人の方々が参加してくださった。こんなに参加してくださったんだって逆に驚いたりしております。もっと認知度が低いのかなと思いましたけども、多くの方に関心を持っていただいているというふうに思いました。私は高齢というよりも知的障害の人たちの立場からお話をさせていただきます。こちらに将来後見制度を使ってみたいですかってアンケートがあります。今、成人が18歳からということになりましたから、18歳までは親権というものがあって親がある程度決定することができるんですけど、18歳になると本人が決めていくということになると思うんですね。そのときに、本人では決められないってよく言うんですけど、リンゴとみかんどっちがいいってそのぐらいは大体決められたりするんです。あなたのこの所得をどういうふうに分配しますかとかっていうことについては、知的障害の多くの方はわからないというのが実態で、責任持った対応ができないのでそういうのはお母さんに任せているとか、お父さんに任しているというような形で答えるのが精一杯というような状況です。そういう意味では、後見類型としては、保佐、補助の後見いろいろあるでしょうけど、本当はもう18歳の時点で後見人を付けないと権利の行使、ここで言っている一人一人の権利を守るという意味でいうと難しい状況があるんです。私も最初は皆さんに後見人取ってくださいっていうことで、制度発足時にはお願ひしたんです。今、そこまで広げていいかどうかわからないんですけど、後見監督人というのが出来まして、後見人の上に後見監督人が付くと、年金収入しかない中で1年間で12万円ぐらいになります。国民年金と同じ障害者年金でも2級年金だと6万5,000円のうちから1万円、あとは親御さんが使うにしても、5万5,000円しか残らない。例えば施設を利用しているともしかすると赤字になってしまふかもしれないというような状況の中で、権利の問題からいたら、僕は後見人を全部取らなければいけないと思うんですけど、本当にお金の問題であまり利用促進を図れないのが現状です。いろんな問題があると思いますけれども、権利としては後見人になった方がいいと思う。ただし、お金の問題が一番この後見制度は引っかかってくるとは思うんです。本人のお金がなくなってしまうという問題があつて難しいということを日々感じております。

会長： 地域包括支援センターで検討されていてどうですか。

委員： 地域包括支援センターだと、特に後見制度等の相談があるのは、本人よりも家族と

か周囲の方からで認知症のためどうにかできないかと、私達が市長申立てとかに繋いでいく形が多いですね。

高齢社会になっていって特に夫婦二人とか独居の方とかっていうところに関して、やはり必要性を本人が感じていらっしゃるんですね。いざとなったら親戚の方に頼ろうかなとか、考てるんですけども、それを伝えていないし話し合っていないっていうところがあります。この制度を認知症とか発症しない時点から知っていただいて、アンケートでも親族の方にもお願いしたいということもあるので、そういう方にもしお任せしたいのであれば、そういうところと話し合って、生活もそういった親族の方もあるようなので受けられないっていう方も中にはいらっしゃるのでそういうことに関してはどうするのか専門家にお願いしていくのかとか、考えていただく、ちょっと機会をこちらで持つていかなければいけないなと思います。

会長：施設の方は、どうですか。

委員：お子さんの誰かにお願いしたいというような意向がアンケートの中にも出てるかと思うんです。漠然とした任せ方がある一方、その中の誰かを後見人にしとかないと具体的に困るという問題もやはりあると思うんですね。要は後見人を置いておかないと、どういうときに困るのかという具体的な視点というのは、必要なとは感じています。全て円満な家族とも限りませんし、いろいろなトラブルが起こったりもします。または、逆に様々な面倒くさいことを押し付け合ってことも出てくるかと思いますので、そういうときの、その方の人権を守るっていう立場からしたら、やはりどうしてもそういう存在が必要なんだという共通認識が出てくると違うのかなと考えることはあります。

会長：民生委員の立場でいかがでしょうか。

委員：民生委員の立場としては、後見に関する業務自体は、専門家でもないし、資格があるわけではなくて、どちらかというと、この方あるいはこの家族は後見とか、誰かお世話になった方がいいんじゃないかなというところを感じたときに、社会福祉協議会とか地域福祉課とかにお知らせするとそこからいろいろスタートができるんだと思うんですが、必要な方が困ることがないようにするというのが民生委員の役目だというふうには認識しております。それが明らかになった場合に、その後どうするかは、元々そういう任務ではないので難しいんですけども、そういう心配な方がいたりしたときに、こういう制度があるから、利用してみてはどうかとおすすめすることまではやらなければいけない、それが大きな仕事だろうというふうに認識をしております。こういった制度になってるので、いろいろ制度を活用すれば安心ですよというところまでは、認識はしていただきたいと思います。そういうところも、皆さんにお知らせして、そういう観点を持って活動できるようにするのが、民生委員あるいは協議会としての役目かなというふうには思っております。この辺のところを学んで、各民生委員にも知らせていいきたいなと思っております。

もう一つ別の観点として例えば地域共生社会推進会議と後見制度利用促進審議会との関係をどういうふうに関係付けたらいいのかってのがまだ頭の中で整理できてなくて、いくつか会議体があるんですけども、どういうふうに整理して、どういうふうに民生委員の立場として利用していくべきかなっていうのはちょっとまだ私の中で整理できていない状況ではありますので、お話をながら整理をしていきたいと思っています。

会長： 行政書士として実際にお年寄りの方と関わっていていかがですか。

委員： 先ほど、アンケート調査の報告がありましたけどやはり制度が知られていないというのが大きいですね。あとは、利用方法もわからない。

ちゃんと自分らしく生きていく権利として、最後の砦だと思うんです。身体機能とかそういう面では今、介護保険というのは熟成して、ケアマネージャーさんとか地域包括支援センターを中心にサービスが受けられるようになった。これが埋もれてるんですね。まず周知する問題と実施する問題、二つ分けて考える必要があると思います。制度の周知については私の個人的な経験ですけども、医療、介護の分野で、専門職として携わる中には残念ながら職員自体がこの制度を知らないし、ケアマネージャーさんは理解してると思うんですが、看護師、理学療法士、我々みたいなものは、なかなか触れる機会もないし、内側にいても知らないっていう状況があるので現実としたらある施設とか在宅で生活する方でもいいと思うんですけど、私が自分らしく生きてていきたいというときにその関わるスタッフも、後見制度がありますということを伝えることもできないし、もちろんケアマネージャーさんがいれば、サポートがあると思うんですけど、ケアマネージャーさんの中にもやっぱり金銭が絡むと家族とのトラブルというのが現実としてあるので、なかなか難しいというのが、事業者の目の前にはあるのかなと思っています。実務利用方法については国も法律作って今第2期に入っていますけども、今年度立川の家庭裁判所において、後見人名簿としてこれまで弁護士さんとか、社会福祉士さんとか、いらっしゃいますが、行政書士も後見人になれますよということで私も一応登録させていただいてるんですが、後見人名簿には登録されて、幅は広がってますけども、やはり問題は費用負担です。任意後見人においては、任意後見人への報酬と裁判所から許可された後見監督人への報酬のダブルになります。あと、法定後見になったら家庭裁判所が報酬を決めます。その方の財産に関わりますけども、約1人2万円とお聞きしております。受け手側は、責任が重い、家族とのトラブルが嫌だというのがあって、利用する側にはお支払いできるだけの財産が何かで使えないとかそういう問題があるのでなかなか複雑な問題だと思っております。

会長： 後見業務やられている委員としてはどうですか。

委員： まず制度利用の必要性という観点からお話をしますと、私が見てる限りでは、本人がお金持ちのケースの被害が大きいです。それは何かというと親族、兄弟だったり、甥姪だったりとかに横領されてしまう、財産が盗られてしまうというケースがあります。

あとは、そういう兄弟とか甥姪が絡んでくるってことは大体お子さんがいらっしゃらないことが多いですね

配偶者の方も亡くなられてるとかいったケースでは、養子縁組届を偽造されて提出されてしまうケースは何件かやっています。要するに勝手に養子縁組して自分はもう子供なんだよという形で財産を取ろうとするケースも散見されます。一人身で財産が結構ある方が後見人をつける必要性が高いんじゃないかなと肌感覚で思うところです。そういういたケース以外として後見人を選任する必要があるというのは、お子さんがきちんと面倒を見てらっしゃるっていうケースもあるんです。本人が認知症等で財産管理できなくて、ただそのお子さんが面倒見てますけど、他にもお子さんがいて、面倒見てるお子さんと仲が悪かったりすると亡くなった後に、今度相続争いで親の財産を勝手に使い込んだと疑念を持たれ、揉めてしまうこともあります。お子さんが財産を管理している場合できちんとしていても問題が発生するからお子さんが後見人という立場でやってれば、そういういたトラブルを防げるんです。そういういた点で必要もあるかなと。

あと後見人に支払う報酬問題、確かに大変難しい問題だと思います。ただ後見人もいくらもらえるか全然わからないんです。何をしなければいけない、全然見通しがつかない。裁判所も後見の報酬はこれですって全然示さないで、裁判所が決める。もちろん後見人の仕事は簡単なときもあるんです。これだけやって、これだけもらえるってすごく楽だねってときもありますけど、何があるかわからない。後見人の方の親族が亡くなって相続が発生したりすると相続も処理しなければいけなくなりますけどそれが大変面倒くさかったりするんです。戸籍集めとか、来年になれば簡単になりますけど、そういう業務を裁判所が付加報酬という形で認める建前にはなっているんですけど、本当に微々たる金額しか裁判所は認めませんから場合によっては本当にこれだけやってこの報酬かと、もうやりたくないなって思う案件も少なからずあるんです。そこら辺は、自治体だけじゃなく裁判所の問題かなと思いますし、それは国が裁判所に任せ切らないで、法律として整備する必要があると思います。あと後見人は自由にやめられないんですよね。普通の労働関係と全く違う。普通はあなたにこういう仕事を任せしていく払いますと取り決めますけど後見人の業務ではそういうことはない。いついかなるときまで何をやらなければいけないかわからないし、報酬もわからない。労働法の理念と全く異なり、自由な意思決定が認められない側面もあるんで、こういう現場をきちんと変えていかなければ、後見人をやりたいと思う人も増えないと思います。

あとは後見人の横領という問題がすごく多くて、弁護士の横領も問題になっていますし、社協の職員が横領したってニュースになりました。だからこういう横領をどう防いでいくべきかというのもこれから課題かなと思います。

会長： 委員の皆さんでちょっと言い足りない何かありますか。

委 員： 後見制度は、本人というよりは周りの人が困ったときにどうするかっていうときに浮かび上がってくるので、なかなか自分の問題として捉えられない。感性的には自分の問題なんですが大体そういう人は、例えばもう意識がなかつたり、認知症だったりなので、実は周りが困っていてという場面に、要求される立場の人、申請するのは、実は本人からね、何とかやってれば一番いいんですけど、結局後始末って感じになっちゃいますので、促進もなかなか広がらない印象です。

会 長： 将来的に後見の担い手不足という問題が起きてくるので、一つ考えられるのは、社会福祉協議会以外に法人後見をどう増やすかという問題です。主に社会福祉法人が法人後見するかどうか、そこをどう広げていくか、多分青梅市は社会福祉法人も、かなり多い方だと思うんです。市内の社会福祉法人に対して説明を呼びかけていく。国の方も、法人後見のこれから研修カリキュラムを作るというふうに言ってます。国から東京都において、東京都がその研修を実施するようになるだろうと思うんです。そのときにやっぱり参加する社会福祉法人がどれだけ出てくるか。それはテコ入れしないと、将来的に後見人不足という問題が起きてくると思ってます。

施設運営してたる社会法人が法人後見するようになると、自分のところのサービス利用者との関係で利益相反が起きる可能性があるので、神奈川県でいくつかやっている例は、社会福祉法人がN P O法人立ち上げて、N P O法人でそれをやるという形を取って利益相反が起こらないような工夫をしている法人もあります。その辺は青梅市でどう展開するか。

やっぱり市民後見人は増えないですから、担い手を確保するという意味では法人後見をどう進めていくかが大事になってくるかな。

副会長： 社会福祉法人は余裕はないのは間違いないくて、自分のところの法人運営をするのが精一杯で、公益事業をやれとかいろいろでもそんな中でも、地域福祉計画の策定委員もさせてもらってるんです。それでちょっと社会福祉法人使おうかなって僕はちょっと思ってるところあるんですけど、後見制度をもし受けるとなると、専門の委員をやっぱり置かないとできない。社会福祉法人の理事さんたちというか役員さんってほぼ無報酬なんです。みんな会議に出てきたときにお弁当代金を渡すぐらいの本当に微々たるものをお渡しして、協力していただいているのが精いっぱいなところで、常務理事とあと施設長がみんなで協力して進めているってのが相当大きいところになれば別でしょうけど、そんなに余力はない。N P O法人を別に立ち上げて、誰かに依頼して全部やるっていうんだったらできるかもしれないけど、青梅市内の老人だけでなくて障害を含めた社会福祉法人がみんなで協力して、自分たち以外の法人の利用者の方々の後見をする方法だったら、自分でN P O法人を立ち上げるなんてとてもできないような気がするんです。それとそれぞれにある相談支援機関の事業所を多分持つてらっしゃると思うのでそちらのところで受けしていくみたいなことだったら、多少できるとは思いますけど、今現状ではもう手一杯でサービス等利用計画を作つてモニタリングを

して、問題ケースがあったらそこの話を聞いて解決をしていくというようなことで、地域において、これから入所を探すとかっていうことになると、もうほとんど空いてる時間がないというようなことになってきてしまうので、非常に厳しいところがある。現状としては社会福祉法人に余力があるわけではないと思ってます。

先ほど言ったように後見制度の必要性の周知は必要だと思うし、会長がそういうふうに考えていらっしゃるんだなと思ったんですけど市民後見人難しいですよ。もう後見人を受けてやっていくのはちょっとボランティアで3人ぐらいがいいかなみたいなところがあっても、これで食べていいけるだけのお金がもらえるのかっていうと、厳しいですよ。10人やって例えば20万じゃないですか。受ける方としては時間も食うし、相続なんか特に大変なことになるしというようなことを考えると、出す方は逆に2万円は非常に厳しいです。この後見人を助ける制度が市区町村に設けてそれでお金を少し出すみたいな制度もありますけど。そういう中で、東京都がいっぱい金くれるっていうのはまた別かもしれませんけど、第三者の手当が多少されないと、みんな我慢してボランティアでやるよっていうだけでは、この制度は非常に厳しいような感じがしてしまうんですけど、どうでしょうか。

会長：もちろん行政の方で後見支援を何らかはやらないと申立ての支援もそうですし、実際に後見人になった人たちの支援っていう部分も、費用的にも考えないと例えば生活保護を受給している人の後見となると全く報酬が出ない可能性もあるわけです。そうすると行政の方で何らか支援をしないといけないっていう形になってきますから、そこは一つ大事ですね。

それから国の第二次成年後見利用促進計画で、複数の社会法人が協議をしてやるっていう方向を出しています。そのあたりも、この会議の中で少し検討していかないと、なかなか将来的な後見の担い手の確保っていうところに繋がらないかなというふうには思っています。

今までちょっと論議でないところで、もう一つあるのは、私もいくつか別に、社会協議会の成年後見等のところに関わっているところもあるんですけども、最近かなり出始めてきているのが、未成年後見です。未成年後見は主に児童養護施設の関連で子供の虐待とか、そういうことを受けた子供さんの後見というところで、主に里親さんがあったりするっていう例があります。ただ最近増えてきてるのが、やはり、知的障害の人たちの子と、18歳に達しない人たちの後見の問題をどうするかっていうところで、主に未成年後見は児童相談所の関わりも出てきますけれども、その未成年後見をやっぱり視野に入れていかなければいけないかなっていうふうには私思っています。

副会長：皆さんよく知ってらっしゃるんだと思うんですけど、家族っていうところで俗に言う経済的虐待をしている家族なんかいっぱいいますよね。こういう言い方して変なんんですけど、そこをなんとか助けてあげる方法の一つがこの成年後見制度かなと。今先生のおっしゃった未成年後見も同じだと思うんですけど、本当に虐待状況にあるんです

よ。市に通報もしますよ。だからってその家族からそのお子さんであったり、障害児であったり、高齢の方であったり、家族がいいよって言ってくれない限りは話せないし、以前は措置でかなりそういうことができたんですけど、やんないでしょう。なるべく措置をしないで契約でやってください方式じゃないですか。そうすると、年金なんかもなるべく家族が使っちゃうみたいことなんかいっぱいあるんですよ。そこを守る権利の柱としてはこの後見制度が本来あるべきなので、そこを上手に制度がどうなってるかちょっと難しいんですけど、市役所だったり、公的なところが関わりながらまずは本当に困って虐待状況にあるところを助けるようなことができるといふと思うんですよね。そこにはなるべく後見をつけていくっていうのが難しいと思いますけど、市町村長申立てで少し強制的にでも後見人をつけるみたいなこともきっとそれが逆に裁判になったりするかもしれませんけど、その人の人権というか本当に虐待された状況を解決してあげるために後見制度が本当は必要だと私は思ってはいるんです。

会長：他にはどうですか皆さん。

委員：世の中は人手不足なんですよね。飲食店に先日行ったら、今日は人手不足のためにできませんでしたみたいな張り紙が出してるのをまじまじと実際見て、本当にそうなんだと思っていました。介護も大変なお仕事ですけども、介護士の仕事やってくれる方がいなくて、今日1日を回すのが大変な現場なんですね。ベトナム人とかいろんな外国の方のお力を借りて高齢者の生活を支援している状況なんですが、この後見制度においても担い手不足ってのはもう間違いないと思うんです。先ほど市民後見のお話がありましたけども、私は青梅市の市民後見の状況がちょっとわからないので、ご存知の方がいらっしゃるようだと教えていただきたいと思うんですけど、やはりその専門の方の力と、市民の思いがある方、そういうマンパワーを使ってこの制度をサポートしていくかなか周知の相談支援も難しいのではないかと思っています。

私は5月に認知症サポーター養成講座に参加させていただきました。そしたら結構市民の方がいらっしゃったんです。正確には覚えてませんけども、一般の方が30名とおっしゃってました。認知症への理解もあるし、支えたいという思いが強い方もいらっしゃるんだなという個人的な印象を持ったのです。そういう方々を市でスクリーニングするなり、サポーターとして育成して、地域包括支援センターとか、見守りとか軽い案件、ちょっと声かけ程度から通帳管理とかその辺で取まるんだったら市民サポーターあるいは市民後見で、それ以上難しいレベルだったら弁護士さんだとか司法書士さんとか、社会福祉士さんとかね、そういう専門の方にお願いしていくとか、今法律で国が報酬の上限サポートとかそういうことも検討してると思うんで5年後とか10年後また状況変わると思いますけども、私のイメージする中には、国の金銭的サポート、できたら都もサポート、市のサポートで、専門の方よりは報酬は下がるけどもそういうやる気とか思いが強い人へある程度の報酬を提供しながらこのサポートを青

梅市のタイプとして作っていけたらいいなと思っております。

委 員： その市民後見をやる方は個人事業主なんですか。

委 員： 個人事業主じゃない。

委 員： 報酬はどのように受け取るのですか。

会 長： 報酬は、いろんなやり方があって、市民後見人の育成研修を受けている人は、例えば、市の考え方でなるべく報酬を受け取らないようになっていうふうになることもあります。

委 員： イメージしたのは、10人担当して仮に20万円としたら、例えばリタイアした後の、生活の支えになって、やり方がマニュアル化されなければ一定の人数は出てくるのかなっていうイメージはあったんですけど、個人事業主になっちゃうし、悪名高きインボイスの対象になったらやっぱり駄目な人は1人もいないだろうなっていう疑問が湧いたのでちょっと聞かせていただきました。

副会長： 例えば障害者施設にいる利用者の後見人は、マニュアル化しろって言われたら、業務がマニュアル化できます。これをやってくれれば大丈夫ですっていうマニュアル化はできます。入所型の施設にいる利用者さんの後見人をやることはそんなに難しくないです。小遣いの管理は施設が全部やってまして、何か買えば全部領収書をつけるし、自動販売機で買ってもそれを代替でいくら使ったっていうことをきちんと証明を出して付けて、金銭出納帳を全部作って領収書も全部整理してあるし、そのまんま裁判所に出してもらって大丈夫ですみたいな資料は全部施設で作ってんです。もちろん預かり金管理料というのはいただいてます。うちは月1,500円でやらせてもらっているので、後見人がそれを受けた金銭管理はうちなんかだと契約者になってもらいたいということや、個別支援計画やサービス等利用計画のところにサインしてくださいみたいな、できれば3月に1回とか半年に1回施設に顔を出して本人とお話をしたり状況を確認してくださいみたいなことで、できちゃうと思うので、それに対して2万円取るのかよって本当は思っちゃいますけど、1万円ずつでも十分足りるんじゃないかと思うんですけど。障害持っていても高齢でも施設に入ってる人のサービスは施設が助けるのでそんなに難しくないけども、やっぱり問題となってくるのは家庭で暮らしている独居であったり、夫婦で2人で認知症を発症してるみたいな家庭の後見が非常に難しいのかなあというふうには思うんです。

事務局： 助成について補足です。成年後見制度の利用の支援事業ということで、成年後見の開始等の審判の請求の報酬費用を負担することが困難である方、例えば生活保護の被保護者でありますとか、そういう方に対して市から助成金は出させていただいております。実績はそれほどないのですが、そういう形でさせていただいてます。あと親族とか身寄りのない方、入所者も含めて、市長申立てしている件数というのもございます。年間では2桁いくかいかないかぐらいのところではあります。大半が高齢者の方であるんですけども、その受任の関係では弁護士さんがいいのか、司法書士

がいいのかとか、法人後見の関係でふさわしい人についての調整はさせていただいてます。社会福祉協議会に委託しております受任調整の会議で調整させていただいて市長申立をさせていただいております。

会長： 利用促進と、市民に対して、相談窓口を明確化していく。はっきりしたものを、政策として打ち出していくっていうところが大事かなあっていうふうに思います。それと、実際に後見が法人後見であれ、専門職後見、第三者後見であれ、付いたあとに被後見人の方に対しての支援というのは、金銭管理とか何かの手続のサポートとかそういうところだけではないんですよ。そこがいかに、支援チームとしてコーチングに入りながら、その人の生活をどう支えていくかっていうところを考えていくような、専門職との協働体制のチームみたいなものをやっぱり青梅市でちゃんとどう作っていくかっていうところに関わってくるかな。

もう一方、多分市の方で、取り組み始める国の重層的支援体制整備事業では、多機関協働、多くの機関が協働するっていう仕組みをどう作っていくかっていうところもあるので、被後見人と後見人等のところを支援するところがその多機関協働でもどう結びついていくかっていうそこが私は大事なんじゃないかな。そういう後見の部分を必要としている人たちの生活を支えるっていうところで、やっぱり見ていかなければいけないんじゃないかなというふうに思います。

副会長： あと大きいのは、医療同意権なんです。後見人は医療同意権ができないんです。先週から勉強していて頭に入りきれていないんですけど、医療同意権が家族はあったり、同居している人はOKなのかな。施設なんかだと施設長が可能性としてはあるんですけど基本的に医療同意権が後見人じゃないんですけど、これが本当に困るんですよ。家族がいればいいんですけど、入院して、今はその前後策として延命措置をどうしますかとかっていうのを皆さんにサイン貰ってあったりはするんですが、現実的に本当にどうするのか。手術をしていいのかどうなのかっていうところも後見人にサインしてくださいって言ったら、後見さんはお医者さんのお医者さん一番いいと思うことをやってくださいというサインしてお願いしますって言うのだったら書けると言われるんですけど、書けないんだそうですよ。施設をやっているものとしては医療同意権は困っています。

委員： サポートチームに、後見人が加わってチームを作っていくというのは、どうなんですか。実際に地域でサービス担当者会議等ありますよね。例えば、その中に後見人が何らかの形で関わってくるっていうシステムはどうなんですか。

委員： 後見人さんついてる方だと申請の代行に後見の方をお願いして担当者会議でも出ていただいて、そこでお話ししたりはありますね。あと共生社会っていうところでは、認知症の方でその方のお子さんが知的障害でお金に困ってきて、お金の使い方が難しいときに施設の方をちょっとお呼びして、あと生活保護も受けていたら担当の方にも入っていただいて、どういった形で生活をしていくかって話し合いをしたりとか私達としては高齢者65歳以上っていう方とか介護保険ではなかったが対象なんですか

どもやはりそういった家族ぐるみでちょっと支援しなければいけないことがあるので、そういうところに入って調整したりしているので本当に障害の方呼んだりとか繋がなければいけない方は保険の方にも繋いでいくっていうところでご相談していく形で世帯として回っていくとか、ちゃんと調整はしたりしています。

事務局： 補足させていただきます。市民からの相談につきまして市長申立てにつきましては比較的複雑な案件で包括や施設の方から、市の担当課に相談が来ることが非常に多いです。比較的軽度なものにつきましては、社会福祉協議会に成年後見の権利擁護センターおうめとして、電話相談ですとか来所相談というのを担っていただく。昨年まで、こちらの方を運営委員会という形で社協が設置した協議体でやっていたものを今回審議会にして、受任調整会議を分けた理由としては、やはり運営委員会の中で受任調整しますと、年間4回ということで、なかなか調整とか相談業務ができない、事例検討ができないということで分けさせていただきました。今年度から正式に実施している支援検討会議おうめの方で事例検討も踏まえて受任調整もやってる中で、後見は社会福祉士でいいのか複雑な相続権があるので弁護士がいいのか、そちらで受任調整の方を検討しているという形をとらせていただいたところでございます。

また市民後見につきましては、26市の中では複数の自治体で一体となって養成しているところもあるんですが、西多摩地区ではやはり地域特性なのか、どの自治体もなかなか市民後見ができないというところがあります。ただ国、都といたしましても、やはり市民後見を進めていかないと、もう時代的に難しいという中で昨年からは西多摩地域の方で、研修するような打診もきているところでございます。なおサポーターのお話がありましたが、基本的には市民後見人を養成しまして、まずその方を成年後見サポーターに活用する自治体もございます。そういう中で、利用支援の助成の方を市がしているところで、これはほとんどの自治体が、ほぼ同様の内容で実施しているところでございます。ただ、制度的に助成の対象ではない方も多くなってくることが想定される中で、やはり市の方も検討せざるを得ない。そのような中で先ほど、地域共生社会推進会議のアンケートの中の結果を御覧いただきてもわかるように、権利擁護センターおうめにいろいろ問い合わせが来る中でも、やはり全体的な市民アンケート結果から見ると、やっぱり成年後見について多くの市民の方がまだ理解が進んでないというところもあるかと思います。社会福祉協議会が昨年度開催した市民講座に50数名の方が参加してはいらっしゃるんですが、やはり全体的にはなかなか成年後見の利用が進まない中で、青梅市としては一つ課題なのかなと感じるところです。

会長： ほかには委員の皆さんどうですか。

副会長： 高齢の人の後見人は、例えば80歳からとか早くても75歳からとかっていう感じなんですが、先ほどの先生の話では、未成年後見から考えると、知的障害の人は80歳まで生きるとしたら、2万円ずつの24万円掛ける80でいくと1,920万円ないと払いきれないんです。年金があるっていっても6万5,000円でそこから2万円引いてしま

えば4万5,000円しか手元に残らない中で暮らしていかなければいけない。施設入所もそれではままならないみたいな話にもなってしまうんですよ。本当に貧困な人には出しますって言っても、世帯単位で考えれば、お父さんお母さんが元気で補助するよっていうことだったらいいんですけど、本当に1人しかいないっていう状況になると、この1,920万円というのは必ずかかっていくそれから年金に引かれていて、年金でも引きようがなくなっちゃうんじゃないかなってそのところ本当に支援しますか。青梅市だけでやるとは思ってはないんですけど、国であったり東京都がお金いっぱいあると思うので、東京都にそういう後見人の市へ支援する財源を作つてもらうことが必要ではないのかな。東京都の障害者政策推進協議会が来週あるので行つてきます。東京都で少し資金を用意してくれないとできないんじやないかなと思ってます。高齢の方は80年間で後見制度を本来のなら使わなければいけないんですよ。女人だったら86年、87年生まれてからずっと使わなければいけないっていうことになっていくと思うので、家族、親御さんが元気でいてくれればいいんですけど、そうじやない場合だっていっぱいあるので、乳児院からもうスタートしてずっと施設っていう利用者もいるのでね。

会長： 知的障害の人は元々、障害年金のみの受給者です。生活費を稼ぐことは元々できないですよね。

副会長： いや、できます。

会長： 施設入所はいいです。

副会長： 施設入所はできますね。在宅は無理ですよね。

会長： アパートとか

副会長： グループホームでも可能です。多摩地区だったら、年金で基本的には何とかいけます。今そういうギリギリなので、例えばうちの利用者でいくと1万8,000円の工賃もらって、その1万8,000円から後見人について1万8,000円持つてかれて、年金だから2,000円持つてかれるみたいなことになつたら一生懸命働いても全部後見さんに支払うお金だけになっちゃって、本人のお小遣いアイスクリーム一つも買えないみたいな、そういう状況です。今、1万8,000円は自分のお小遣いで好きなもの買ってます。CD買つたりいろんなことができますけど、これもし後見人をつけるっていうふうになつたら、1万8,000プラス2,000円持つて、2,000円ぐらいは年金から払つても多分大丈夫だと思うので、そうすると、なんとか後見さんに払うことはできますけど、本人の楽しみは、月1本アイスクリーム100円で1本ぐらい買ってもらって大丈夫かもしれませんけど、そんな程度になっちゃいます。

会長： 例えば知的障害者は、障害年金しか収入がないっていう人を想定して、その人がこの利用支援のところにきちんと入るように提言をこの審議会ですればいいんじゃないですか。

副会長： そうだと思います。要するに、その人の収入に合わせて、その収入の中で支払って

いけるような状況をしないといけなくて。貯金がいっぱいあるからあなたは取り崩していいよっていう話には本当はならないんじゃないですか。

委 員： 厳しい。

副会長： 厚生年金もらってる人は、そこそこいけるかもしれないけど、国民年金だけだった人、うちなんかもそういうケースがあって、個人タクシーの運転手さんでお父さんだけが国民年金かけて、お母さん一銭も払ってなかつたっていう事態だと。お父さん亡くなつた途端に年金3万円になっちゃう。どうやって暮らすの。もちろん生活保護になりましたけれどね。

市民後見の人って本当にタダでいいんですか。

委 員： タダでは駄目だと思います。いくらやりがいがあるって言っても、それなりに責任を持ってやるわけですから。本人の人生を左右する意思を尊重してやるわけですから、何かしらから財源を持って、専門の方よりは若干下がるかもしれないけれども、何かの相当の報酬は必要だと思います。

やっぱりネックはお金なんです。費用の負担、本来だったら介護保険のように、介護度とかに応じて補助と自己負担額とかがあるともつといけるんでしょうけど、なかなかそれは難しいのかもしれません。結局お金持ちの人は自分の財産を使えるからいいけど、公平性という意味ではやはりお金がない人でも最後までその人の権利を持つて自分らしく生きて、介護保険を使ってみたいなのが理想ですけどもなかなか難しいことを私も言ってるのかなあということをちょっと思つたりしております。

会 長： 今までの論理で法律の専門家から見て、どうですか。感想でもいいですよ。

委 員： やっぱり財源は本当に難しいと思います。判断力が無くなられてる方を見かけたら、通報する義務とかがもうちょっと整備されるといいのかと思います。私は先ほど申し上げましたけど、後見人をつける必要性があるってのは親族に使い込まれないっていうのが一番大きいと思うんです。もう施設に入ってきちんと生活をされてる方ですと、そこまで被害が大きくなることはないのかなと思います。一般人にこの人認知症だろうかとすぐわかるかっていいたらなかなかわからないっていうところがあると思うんですよね。ものすごい重度だったら明確でしょうけど。経済的虐待っていうところもありますね。虐待は、通報義務は当然あるべきです。

未成年後見人の話が出ましたけど、私も今未成年後見人やってるけど本当に大変です。例えば、本当に家出をしちゃったりします。そのたびに警察行って捜索願かけてもらったりとか、あとは犯罪をしちゃったりします。弁護士が後見人になるともう本当に何でもやれというのが裁判所のスタンスです。他に頼まないでお前が全部やれというスタンスです。ですから本当に大変です。

会 長： だいぶ時間が経過しましたので、あと何かこれだけは言っておきたいっていうことは、ありますか。

副会長： さっき言った相続のときには必ず後見制度が必要になってくるんです。知的障害の

認知もそうなんだと思うんですけど、マイナンバー制度になります。実はマイナンバーカードが作れないんですよ。入所して人たち、高齢の人も多分そうだと思うんです。作れないし、今健康保険証の問題もいろいろ言われてますけど、健康保険証と一体化されたマイナンバーカードは後見人が持っていて、施設はその利用者が入院したり、通院する度に、後見人呼び出してマイナンバーカードを持って来いって言うのかよって思ったりもしてるんです。印鑑証明とマイナンバーカードっていうのは、連携するんですかね。そうすると、知的障害の重い人たちって前の印鑑証明持っていないんですよ。名前も書けないし住所も書けない。今基本的には名前が書いて住所ぐらい書けないと証明もらえないと思うんです。マイナンバーカードを何とかごまかして取っちゃえば、もう印鑑証明もいらないから、後見制度使わなくとも全部いけちゃうんですかね。

委 員： 遺産分割協議とかを前提にお話されます。

副会長： ちょっと財産があれば、1人だけ押せない人が出でますから、相続全部動かないんですよ。特別代理人を立ててやるには被後見人にならなければいけないから、後見制度を必ずその最後の場面では取らなければいけないので、後見制度を取れるまで相続を3、4か月待ってみたいな話なんですよ、現状はね。けどマイナンバーが進行していくといけちゃうんですかね。

委 員： マイナンバーとそこってリンクしないんじゃない。

副会長： リンクしないんですか。

委 員： 意思能力っていうか、そういう判断を遺産分割前にそういう最低限の判断能力がないでしょっていうことになったら、そもそもそれで印鑑押しても無効になるんです。

副会長： 本当はね、だけど取られちゃったりするんですか。

委 員： そうですね。後は立証の問題ありますけど、マイナンバーがあるかどうかと、できるってのは本来関係ない。

副会長： すいません、ちょっと聞きたかったんで、

会 長： 多分マイナンバーで問題ないっていうのをこの間私も自分で見て、施設があるようなマイナンバーの管理そのものが大変だっていうことが出てましたね。

委 員： 東京都高齢者福祉施設協議会っていうのがあるんですけどちらでは、マイナンバーと健康保険証の一体化は代理申請はできない。健康保険証については資格者証で対応するというようなことが、基本的な考え方として今出てますね。

副会長： 資格証っていうのは。

委 員： 6月にマイナンバーの法律が制定したときに付帯決議で、どうしてもそのマイナンバーと一本化ができない人は資格者証を交付するということが出ましたのでその付帯決議に乗つかってる形で対応せざるを得ないというのが基本的な考え方だということが出てきました。

副会長： 高齢の施設の人たちは預かれないとみんな言っています。だけど、後見人がマイナ

ンバーカードを持つんですよね。

委 員： 持ってないとできない作業は結構あります。マイナンバー書いてくださいっていうのが結構あるんです。

副会長： ですよね。

## 9 その他

会 長： それでは大体少し論議も進みましたし、今後も審議会がありますので、またそのときに発言いただきたいと思います。それでは次第の9その他ですが、委員の皆様、また事務局、何かありますか。

事務局： 市として素案的なものができないので今日は皆様から様々な意見をいただきました。第2回につきましては、市の今の事業ですか、来年度に向けてのものを載せた素案的なものが地域福祉計画全体の中ででききますので、それを見ながらまた意見をいただければと思います。

その中で今日費用負担をどうするのか、なかなか市民後見は難しいのではないかという意見をいただいております。ただ先ほどそういった研修につきまして、西多摩圏域でやるという一つの提案も東京都からいう中で、今現在東京都から報告が来てございません。また、その間にきましたらそれも踏まえて次回意見をいただきたいと思います。日程につきましては会長副会長と相談しながら調整させていただき、また内容につきましても相談させていただきながら、次回ある程度の形の中で皆様に意見いただければと思います。なお今回の議論いただきました議事録につきましては、素案をまず作らせていただきまして、各委員の皆様に見ていただきまして、次回の審議会の中で了承いただいた上で、正式なものとして公開を考えてございますので、御了承いただければと思います。詳しい日程につきましては会長と御相談させていただきますけれども、秋口頃を予定しております。内容によって、もう少し議論を早めに、計画の素案ができた段階で、皆様には資料を送付させていただいて、事前にお目通しいただくようなことも考えてございますので御理解いただければと思います。

会 長： それではこれで第1回青梅市成年後見制度利用促進審議会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。